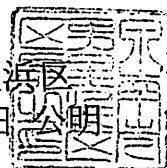


令和 8 年 6 月 1 9 日

泉南清掃事務組合管理者
泉南市長 山本 優真 殿

泉南市男里浜区
区長 和田



泉南市立浜老人集会場の維持管理および建て替えに関する四者協議の開催について
標記の件につきまして、下記のとおり申し入れます。

記

1. 根拠文書

昭和 58 年 3 月 31 日付「泉南市立浜老人集会場維持管理に関する覚書」(以下「覚書」という。) 第 1 条および第 2 条には、次のとおり定められています。

第 1 条「丙がごみの処理施設の建設に伴い、地元泉南市男里浜区の補償の一環として、甲と乙の負担金及び地方債によって集会場を建設したことを相互に確認する。」

第 2 条「集会場の維持管理に要する経費は、年度毎に地元泉南市男里浜区代表者、甲、乙及び丙の協議の上決定し、甲及び乙が負担するものとする。」

2. 問題の所在

覚書が締結された昭和 58 年(1983 年)以来、第 2 条に定める四者協議(地元浜区代表者・泉南市・阪南市・泉南清掃事務組合)は一度も開催されておられません。

この間、泉南清掃事務組合は決算書に「浜区会館維持補修費」として計上のうえ泉南市に支払いを継続していただいておりますが、維持管理費の金額は協議なく据え置かれたままであり、覚書第 1 条が定める「地元男里浜区への補償の一環」としての位置づけが形骸化した状態が続いています。

また、集会場は建設から 40 年以上が経過し、老朽化および耐震基準への対応が喫緊の課題となっています。維持管理のあり方と建て替え問題は不可分であり、両者を一体として協議する必要があります。

3. 申し入れ事項

覚書第 2 条の定めに従い、下記を議題とする四者協議を速やかに開催されるよう申し入れます。

- (1) 集会場の老朽化および現行耐震基準への対応に基づく
新集会場建て替えの確認
- (2) 泉南市立浜老人集会場から
清掃事務組合が維持管理する浜区民センターへの移行の確認
- (3) 現状の維持管理費のあり方の検討
(浜区への優先的充当の確認および金額の実態に即した改定)
- (4) 今後の四者協議の定例的開催の仕組みの確立

泉南市
受付第 5
198.6.19
録書広報課

4. 協議の進め方について

本申し入れに対し、まず清掃事務組合担当者を交えた予備折衝の場を設けていただくことは歓迎いたします。ただし、予備折衝はあくまで四者協議の準備の場と位置づけ、最終的には地元浜区代表者・泉南市・阪南市・泉南清掃事務組合による正式な四者協議の開催をもって決着するものとしてください。

5. 回答期限

本申し入れに対し、令和8年6月30日までに書面にてご回答ください。